

標 題：

海洋汚染防止条約及びその議定書

(MARPOL73/78) , 附属書 I に関する

検査指針 (IMO Res. MEPC.11 (18))

送付の件

NK
テクニカル
インフォメーション

No. 8

昭和58年7月25日

関係船主・造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

NKテクニカルインフォメーションNo.6 (昭和58年3月3日) にてお知らせしましたように、MARPOL73/78, 附属書 I の締約国の船籍を有する条約上の新船は、条約の発効日である今年10月2日の時点で国際油汚染防止証書 (International Oil Pollution Prevention Certificate ; IOPP証書と略称する) を所持する必要があります。又条約上の現存船については1984年10月2日までにIOPP証書を所持する必要があります。

IMO においては、IOPP証書の発行及び更新ならびに効力維持のために必要な検査の指針をこの3月に開かれた第18回海洋環境保護委員会 (MEPC) でIMO 決議 MEPC.11 (18) として採択しました。この決議は初期検査 (Initial Survey) , 定期検査 (Periodical Survey) , 中間検査 (Intermediate Survey) 及び毎年の強制検査 (Mandatory Annual Survey) 時の検査項目について規定したものであります。今後、MARPOL73/78附属書 I の締約国政府は、これらの検査実施に当ってはこの決議に従った検査を要求するものと考えられます。本会も船籍国政府に代わりこれらの検査を実施する場合は、この決議に従い夫々の検査を行います。なお、初期検査の場合は、検査の指針に規定されている検査の他に、必要書類 (図面、マニュアル等) のチェック、承認が必要です。

参考までに IMO決議 MEPC.11 (18) “MARPOL73/78附属書 I に基づく検査に関する指針”を同封致しますので、MARPOL73/78, 附属書 I に関する検査の際に御利用下さい。

なお、初期検査は原則として本会のExclusive Surveyorが行いますので、特別な場合を除きExclusive Surveyorのいる事務所へ検査を御申込み下さるようお手配願えれば幸いです。

敬 具